

## 「規制改革推進に関する第 4 次答申」（平成 30 年 11 月 19 日）への対応状況について

平成 31 年 4 月 17 日  
文 部 科 学 省  
大臣官房文教施設企画・防災部  
総合教育政策局

## 1. 平成 30 年度中の実施事項について

### (1) 「2. (1) ア 子どもにふさわしい場所の確保」における実施事項 b について

#### <実施事項>

b 文部科学省は、児童の放課後の居場所確保の重要性について「小学校施設整備指針」に明記する。

#### <対応>

- ・ 別添 1 のとおり、改訂した小学校施設整備指針に、放課後の居場所確保の重要性について明記し、平成 31 年 3 月 22 日付けで学校設置者等に対して当該指針の改訂について通知を発出した。

### (2) 「2. (1) ア 子どもにふさわしい場所の確保」における実施事項 d について

#### <実施事項>

d 厚生労働省及び文部科学省は、これまで取り組んでいる放課後児童クラブの学校内での設置促進に向けた手続の簡素化・弾力化や予算措置について、地方自治体において活用されるよう周知を徹底する。

#### <対応>

- ・ 別添 2 のとおり、国庫補助を受けて整備した建物を、放課後児童クラブ等学校教育以外の用途に転用する場合は、国庫補助事業完了後 10 年以上経過したものの処分等について国庫納付を免除するほか、一時的に学校教育以外の用途に活用する場合においても財産処分手続は不要とする等、手続の大幅な弾力化が図られていることを踏まえ、関係部局とも連携・協力の上、学校施設が有効活用されるよう、平成 31 年 3 月 27 日付けで各都道府県教育委員会に対して通知を発出した。

(3) 「2. (1) ウ 質の確保等」における実施事項 a について

<実施事項>

a 「一体型」の政府目標を達成するための工程について、厚生労働省と文部科学省で協議し、平成 30 年度末までに工程表を策定する。

<対応>

- ・ 厚労省資料別添 3 のとおり、平成 30 年度末までに工程表を策定した。

## 「小学校施設整備指針（平成31年3月）」[抜粋]

### 第1章 総 則

#### 第2節 学校施設整備の課題への対応

##### 第3 地域と連携した施設整備

###### 1 学校・家庭・地域の連携・協働

(5) 放課後子供教室や放課後児童クラブなど、放課後の児童の居場所について、近隣の文教施設等とも有機的に連携しつつ、児童が放課後に活動する場としてふさわしいスペースを確保することが重要である。

###### 2 学校開放のための施設環境

(1) 児童や地域住民が有効に活用できる施設となるよう、校舎や屋内運動場、屋外運動場等を計画することが重要である。

また、学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、地域住民の積極的な利用の促進を図ることができるよう、地域住民と共同利用ができる施設として計画することも重要である。

(下線部：平成31年3月改訂時に追記)

(参考) 学校施設整備指針とは

学校教育を円滑に進める上で必要となる施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項について、学校種ごとに示したもの

## 「これからの小・中学校施設の在り方について～児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境づくりを目指して～」

(平成31年3月「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」報告書) [抜粋]

### 第2章 5. 地域との連携・協働の促進

#### (3) 放課後の児童の居場所確保

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破し「待機児童」を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を進めるため、2018年9月、「新・放課後子ども総合プラン」が策定された。
- 当該プランにおいては、放課後児童クラブについて2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備すること、全ての小学校区で、両事業を一体型として1万か所以上で実施することを目指すこと、両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%以上を小学校内で実施することを目指すことが、目標として掲げられている。
- また、放課後児童クラブや児童館との複合化により、教育と福祉との連携を強化している事例など、学校施設において、放課後の児童の居場所確保に向けた取組も増加している。
- 学校施設は、教室や屋内・屋外運動場等を活動場所にできるため、放課後児童クラブとしての活用を含め、放課後の子供たちの居場所・遊び場として、積極的に活用していくことが重要である。

30 施施助第 20 号

平成 31 年 3 月 27 日

各都道府県教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長

浅野 敦 行

(印影印刷)

## 廃校施設等の更なる有効活用について（通知）

近年、少子化による児童生徒数の減少により、多くの廃校施設等が発生しております。文部科学省において平成 30 年度に実施した廃校施設等活用状況実態調査（以下「廃校調査」という。）では、平成 14 年度以降廃校となった学校は 7,583 校にのぼり、そのうち 1,295 校が、将来の活用用途が決まっていない状態にあります。

公立学校施設は国庫補助金や各設置者の負担により建築された施設であるとともに、地方公共団体にとって貴重な財産であることから、その施設を地域の実情やニーズに応じて、有効に活用することが求められています。

については、貴都道府県教育委員会におかれましては、特に下記の事項に御留意いただき、地域の実情に応じて廃校施設等の活用に一層御尽力いただくとともに、域内市町村等に周知いただくようお願いいたします。

## 記

## 1. 廃校施設等の活用に関する検討及び公募等について

廃校調査では、活用の用途が決まっていない理由として、まず「建物が老朽化している」ことが挙げられる。これに関しては、廃校施設等の転用に当たって利用可能な各省庁の補助制度に関して、文部科学省ホームページで御紹介しているので、御参照いただきたい。

また、次ぐ理由として、「地域等からの要望がない」ことが挙げられるが、一方で、活用の用途が決まっていない学校の半数以上は、地域住民からの意向聴取を実施しておらず、また、7 割を超える学校が活用に向けた公募等を行っていないことも明らかとなった。廃校施設等の活用に当たっては、地域の実情や要望を十分に反映させることが望ましいことから、廃校施設等の活用を検討する際は、関係部局と相談の上、地域住民からの意向聴取等を十分に行う必要がある。また、地域の実情や要望を踏まえ、積極的に公募を実施していただくようお願いしたい。

なお、文部科学省では、「みんなの廃校プロジェクト」として、全国に活用を募集する廃校施設については、各地方公共団体からの希望に基づき、写真や図面を含めた情報をホームページ上に集約・公表している。貴地方公共団体におかれても、当該ページへの情報提供等、積極的に活用いただきたい。

## 2. 文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」について

文部科学省では、廃校活用推進のため、平成 22 年度に「みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げ、活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を所有する地方公共団体と廃校の活用を希望する事業者等とのマッチングを行っている。

このたび、各地方公共団体の協力を得て、廃校施設を幅広い用途に活用した全国の事例を集めたパンフレット「廃校施設活用事例集 ～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を作成したので、御参照いただきたい。

### 【参考】

- ・文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」 ※「みんなの廃校」で検索できます。

URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1296809.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm)

- ・廃校活用事例パンフレット「廃校施設活用事例集 ～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」(平成 31 年 3 月作成)

URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1414740.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1414740.htm)

## 3. 財産処分手続の簡素化・弾力化について

国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条に基づき、文部科学大臣の承認（財産処分手続）が必要であるが、国庫補助事業完了後 10 年以上経過したものの処分においては国庫納付を免除しているほか、国庫補助事業完了後 10 年を満たない場合であっても多くの無償処分については国庫納付を免除する等、大幅な簡素化・弾力化を行い、学校施設の有効活用を図っているところである。

また、平成 30 年 9 月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」においても、放課後児童クラブ等の設置に際して学校施設を徹底的に活用するよう求められている。この場合、例えば放課後等において一時的に放課後児童クラブ等学校教育以外の用途に活用する場合は財産処分には該当せず財産処分手続は不要とする等、手続の大幅な弾力化が図られている。

上記を踏まえ、廃校施設や余裕教室の活用に当たっては、教育委員会にとどまらず関係部局等と連携・協力の上、引き続き、有効活用に御尽力いただきたい。

【参考】

- ・文部科学省ホームページ

「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要について」

URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm)

【別添資料】

- ・「平成 30 年度 廃校施設等活用状況実態調査の結果について」

(平成 31 年 3 月 15 日 報道発表)

※別添資料省略

以上

本件担当

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

施設助成課振興地域係 飯名、山下、神

電話 : 03-5253-4111 (内線 2001/2464)

F A X : 03-6734-3743